

飲食コーナー出店者 遵守・誓約書

第1条 許認可・法令の遵守

- 食品衛生法その他関係法令を遵守します。
- 営業許可証の範囲内でのみ販売を行います。
- 食品衛生責任者を配置し、資格証を当日携帯します。
- 火気使用に関する消防法上の規定を遵守します。

第2条 販売品目・営業形態(厳守)

- 申請した販売品目以外の販売は行いません。
- 品目変更は開催14日前までに書面申請・書面承認を得ます。
- キッチンカーの調理・提供・販売はすべて車両内で行い、車外販売は一切行いません。

第3条 スペース・設備管理

- 指定区画(幅4m×奥行4m)内に全設備・廃棄物を収めます。
- 搬入(10:00~12:00)・搬出(19:00~)の時間を厳守します。
- 消火器を設置します(火気使用の場合)。

第4条 衛生・廃棄物管理

- 食品衛生法に基づく衛生管理を徹底します。
- 廃棄物・廃油・廃水はすべて持ち帰ります。
- 撤収後、区画内を清掃し原状回復します。

第5条 アルコール販売

- アルコール提供は16:00以降に限りです。
- 20歳未満・運転者への販売を禁止します。販売禁止表示を掲示します。

第6条 禁煙

- 会場敷地内(小須戸運動広場・矢代田小学校を含む)は全面禁煙とします(電子タバコ・加熱式タバコを含む)。
- 喫煙は会場敷地外で行います。

第7条 主催者の指示への服従

- 当日の品目・許可証・販売場所の確認に応じます。
- 指示・注意に従わない場合の即時退場命令を了承します。
- 退場命令を受けた場合、出店料の返金を求めません。

第8条 損害賠償・免責

- 私の過失による損害は自ら賠償責任を負います。
- 天災等による中止の場合、出店料の返金を求めません。
- 盗難・紛失・商品トラブルについて主催者に賠償を求めません。

第9条 禁止事項

- 出店権利の第三者への譲渡・転貸は行いません。
- 政治・宗教・マルチ商法等の勧誘行為は行いません。

第10条 暴力団等の排除に関する誓約

私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 暴力団(新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定するもの)
 - 暴力団員(同条例第2条第3号に規定するもの)
 - 役員等が暴力団員であるもの
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - 不正の利益を図る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与しているもの
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- また、新潟市暴力団排除条例の趣旨に基づき、名簿を提出します。
- 名簿記載者全員について、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。
- なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

私(当団体)は、山の手ふれあいまつり2026の飲食コーナーに出店するにあたり、上記の事項をすべて遵守することを誓約します。

提出日	令和	年	月	日
出店名称				
住所	〒			
(ひらがな) 代表者名(自筆)	()	生年月日	年 月 日